

序か、表か

——『古事記』巻首文の性格を巡って——

はじめに——問題の所在

高 森 明 勅

『古事記』の巻首、本文が始まる前に、通常、序文とか、序と呼ばれる一文が置かれてある（略して記序とも）。だが、果たしてこれが正しく序文（序）であるのか、どうか。遺憾乍ら、この点は未だ決着を見ないまま経過し来つてゐるのではあるまいか。

夙くこの問題に着目された先学の一人に、岡田正之氏がをられる。氏は次のやうに指摘されてゐた。即ち――

「安萬侶の作りし古事記の序は……序と云ふも、その體は表なり、即ち古事記を上れる表なり。蓋し宋の裴松之の『上三國志注表』、唐の長孫無忌の『上五經正義表』に倣ひたるものなるべし」と。

或は山田孝雄氏も、かう述べてをられる。

「今の本に序文とは出てゐるが實は之は上表文である。これは古事記の撰述と同時に奉られ、之を讀めばすべてのものがわかる様に要旨を明らかにして添へて奉つたもので後に誰かが序とつけたものであらう。これを序文と云ふの

は俗稱であつて、上表であることは明白である」と。⁽²⁾

『古事記』の序文と云はれて来たものは、じつは上表文（表）⁽³⁾ だつたのではないか。かうした異見が、かなり以前から提示されてゐたのである。

では、この問題に対する近年の見解は、どうであらうか。試みに、手近な注釈書の中から若干の解説を取り上げてみる。

一 諸注釈書の見解

尾崎暢映氏『古事記全講』⁽⁴⁾ の見方は、かうだ。

「古事記奏上の上表文である序文」

「序文。四六文による、堂々たる漢文の上表文（天皇に申告する文）で書いてある」

倉野憲司氏『古事記全注釈』⁽⁵⁾ の意見。

「文選を見ると、この表の類と序の類は文章表現を異にしてゐて、両者をはつきり区別することが出来るが、わが国においては、少し後の例ではあるけれども、名は序でも実は表と殆どかはらないものが幾つか見出される。即ち日本後紀序（藤原緒嗣）、続日本後紀序（藤原良房）、文徳天皇実録序（藤原基経）、令義解序（清原夏野）などがそれぞれある。このやうに平安朝では序と表が非常に接近してゐるが、このやうな空気は夙く奈良朝の初め頃からあつたのではあるまいか。古事記の序が実は表であるのに序に転用されてゐるのも、さうした空気があつたからのやうに思はれる」⁽⁶⁾

西郷信綱氏『古事記注釈』⁽⁶⁾。

「これは序というより、すでに指摘されているように唐の進五經正義表あたりを下敷にし、六朝ぶりの文辞を以て綴られた儀式的な上表文である」

西宮一民氏、新潮日本古典集成『古事記』。

「太安萬侶が元明天皇に言上した上表文」

「安萬侶は……上表文の形式をもつ『序』をものした」

日本思想大系『古事記』

「いわゆる記序は序でなく、最初から表として書かれたと考えねばならぬ。それを序とよぶのは、今日に伝わる写本に『序并』（下部系諸本では『并序』）とされているからに過ぎない。

以上の事実を認めると、最初は本文とは別に添えられていた表が、いつごろから本文の巻頭に序として并せ写されるようになったかが問題となる。それは五国史における表から序への転化を思えば、九世紀以後ということになる。

国史のみでなく詩文集も参考にと……弘仁五年（八一四）撰という凌雲集、同九年撰という文華秀麗集、そして天長四年（八二七）撰の経国集のそれぞれの序は、いずれも勅撰であるだけに後紀以後の四国史の序に似て、前世紀までの表に代わる役割を果している。やはり記の表が序として上巻に并されたのは九世紀以後、恐らく九世紀の始めではないか」（青木和夫氏執筆補注、序1）

「この序文は、元来本文とは別に添えられていたものが、序として上巻に付された時に……『序并』の二文字が加えられたもので、序文は上表文として正格漢文であるが、『序并』の用字は序文の文体とは別で、附加の折の注記として和風の語序に従ったものであろう。底本（真福寺本）では『序并』の二字は小字で書かれている。これも序文の本文とは異なることを示す古形態を伝えたものであろう」（小林芳規氏執筆訓読補注、序「序并」）

山口佳紀氏・神野志隆光氏、新編日本古典文学全集『古事記』。

『序』とあるが、実際は上表文の形式である。これをめぐって偽作説⁽¹⁰⁾もあったが、疑う根拠が乏しく、そのまま信じてよい。」

中村啓信氏、角川ソフィア文庫『古事記』。

「内容は『古事記』の成立について天皇に奏上する上表文。その上表文を序文として転用したもの」

「序文は『古事記』成立時の上表文であったものを、上巻の首に置いて転用したことに起源するとみられる」

一先づ、このくらゐにとどめよう。

全体として「上表文」説が稍優勢の観はあるものの、日本思想大系本を除き、もう一つ曖昧で、歯切れが悪い印象がある。思想大系本も、注釈書としての制約から、残念乍ら論拠の提示は十分、出来てゐない。

新潮日本古典集成本の説明は、このテーマが抱へる厄介さをよく示してゐる。一方で、「上表文」と言ひ切つてゐるかと思へば、別の個所では「上表文の形式をもつ『序』とするのだ。

かかる立場が存在する以上、新編日本古典文学全集本の『序』とあるが、実際は上表文の形式」といふ説明だけでは、踏み込みが足りないと言はざるを得ないだらう。「上表文の形式」をもつ「序」の可能性が主張されてゐる以上、その形式通り、上表文と判定するのは否かまで、言及する必要があるからだ。

「転用」説は、傾聴すべきもののやうに思はれる一方、真意を測り難いところもある。全注釈本の説き方では、「夙く奈良朝の初め頃から」序と表を混同するとき「空気があつた」らしいので、すでにその頃（といふことは『古事記』成立の当初か、その直後あたり）には、巻首文は「実は表であるのに序に転用されてゐ」たとの考へに導かれるであらう。ところが、当時から「序と表が非常に接近してゐ」たのであれば、表を序に転用するやうな手間は省いて、『日本後紀』序などのやうに、始めから「表」的な序を書けば、それで用が済む話ではないのか。『日本後紀』序他がいかに表的な表現を伴つてゐたにせよ、殆ど末尾が「云爾」とか「謹序」で結ばれてゐるやうに、それらは紛れもな

く序である。

ところが『古事記』巻首文だけは純然たる「上表文の形式」で書かれてゐる。だから「序に転用」といふ説明の仕方も出てくる訳だ。といふことは、該文が書かれた当時は、逆に、まだ序と表の区別を曖昧にすべきではないといふ雰囲気があつた、と見なければならぬ。

もし「転用」説が成り立つとすれば、それは序と表が「接近」し、序が表に「代わる役割を果」たすやうになる「九世紀以後、恐らく九世紀の始め」頃ではないか。

角川ソフィア文庫本の「転用」がその頃の年代を想定してゐるのであれば、一つの蓋然性のある見方とも云ひ得るであらう。

かくて日本思想大系本の立場が、最も説得力を持つかのやうである。が、先述の通り必ずしも、十全な論証を伴つてゐないために、研究者の見解になほ一致を見てゐないのが、実情であらう。『記』の巻首文が序か表かは、なほ未解決のテーマとせざるを得ない。

そこで次に、このテーマを巡る目下の研究状況の指標として、二つの学説を粗上に載せ、些か吟味してみよう。

一つは、巻首文を上表文と見る西條勉氏の見解¹²⁾。もう一つは、西條説を否定し、序文と位置付ける矢嶋泉氏の意見¹³⁾だ。

二 西條説の検討

まづ西條説を紹介しよう。尠しく長い引用に渉るが御容赦戴きたい。

「表は一般には、臣下が自己の見解を主張して天子を悟らせるための陳情書である。書物を進上する表は特殊なケ

「スといえるが、そのばあいでも自己の見解は主張されているであろう。むろん書物の進上であるから編纂経緯などが述べられるのは当然である。序との区別は天皇に奏されるか否かのちがいで、これが表の機能的な実態であろう。謙卑表現をとる書式はその機能と一体である。

一方、序は本文のための文章であり、それが機能的な実態なので、謙卑表現をとることはないはずである。……以上のことから、序と表は一般には区別されるけれども、勅撰の書物にかぎって近似することがわかる。すなわちその序は天子に奏するので表に接近し、その表は編纂の経緯を述べるので序に接近するのである。……書式の面からいえば、序の書式は《発語く云爾》が基本で、謙卑表現はない。表は文の首尾に謙卑表現をとることは言うまでもないが、年月と署名も公式文書として肝心の要素であろうから、その書式は《臣某言く謙卑表現・年月署名》のかたしが基本と考えられる。……

『凌雲集』では『序』と明記されながら、文中に『従五位下左馬頭兼内蔵頭美濃守臣小野朝臣岑守上』という正式の署名がある。他の二集も同様だが、これは奏上文書の形式であって一般の序とは異なる。以下の勅撰詩集と国史においては『謹序』としながら年月署名が記され、表の書式も兼ねている。……序と表の融合とみてよいであろう。このようなかたちは『新撰姓氏録』以前のものにみられない。

そこで古事記の表に注目してみると、何といっても『并序』が異例である。さらに『云爾』『謹序』といった序の要素がまったくみられず、しかも謙卑表現と年月署名が完璧である。……

『并序』とあるのは、もともと別個に存在していた文書を『序』として并_なわ_せた措置としか考えられない。一方、それは表の書式で書かれているので、『并序』の言い方は、序が表の機能を兼ねるようになった頃のものと考えられる。

……

その時期は……勅撰詩集が編纂される弘仁のあたりとするのが妥当であろう。折しも弘仁三年には日本紀の講書が

あり……そこで古事記が参照されたので、ひよっとしてそのときに上表文を『序』として併合した写本が作られたのかもしれない。弘仁講書の博士は安萬侶と同族の多人長であるから、その可能性はつよいと思う。ともあれ、真福寺本の形態は原本の状態を伝えるものではない。安萬侶は表として書いたので、かれはその文書を上表したはずである¹⁴」
(傍点ママ、以下同)

右のポイントは五点。

- ①元来、序と表は「書式」「機能」双方において明確な区別がある。
- ②但し、「勅撰の書物にかぎって」両者は「近似」「接近」する。
- ③さうした「接近」は『凌雲集』以降のことで、『新撰姓氏録』より前には見られない。¹⁵
- ④『記』の巻首文は、書式においては序ではあり得ず、表として「完璧」である。
- ⑤「并序」との「異例」の表記に注目すると、まず巻首文が「別個に存在していた文書を『序』として并寄せた措置」を想像出来、かつ「表の書式で書かれている」ものを序と扱ふのは「弘仁あたり」で、多人長が博士を務めた弘仁三年の日本紀講書の際、「上表文を『序』として併合した写本が作られた」可能性がある。
——以上である。

もともと上表文説の根拠は、巻首文の「書式」にある。その点について云へば「完璧」に上表文といふことになる。ところが、これに対し、序と表の「接近」が指摘されて来た。先にも見たごとく「上表文の形式」の序もあり得るとの意見だ。

これに対し、「接近」の年代を限定することに力を注いだのが西條氏だった。それは「弘仁あたり」以降であり、『新撰姓氏録』以前には両者の「融合」はあり得ない、と。

一方、序文説の根拠は写本に「并序」(または「序并」と明記してあること)だった。

西條氏はこれも批判された。「并」を伴ふのは「異例」で、むしろ巻首文が「別個に（表として）存在していた」とを示す、と。

だが、この点について余り力点を置かれるのは如何であらう。と云ふのは、夙に全註釈本に「并序」につき、次のやうな指摘があるからだ。

『文選』を見ると、『甘泉賦并序』、『漢高帝歌并序』、『秋風辞并序』、『石闕銘并序』、『楊仲武誄并序』、『弔屈原一文并序』、『雜体詩三十首并序』などのやうに悉く『并序』である。わが国においても。万葉集を見ると、『合反二感情一歌一首并序』、『思子等歌一首并序』、『梅花歌三十二首并序』（卷五）、『七言晚春三日遊覽一首并序』（卷十）のやうにすべて『并序』であるが、『并』の字だけ小さく記してある伝本が多い⁽¹⁶⁾（校異）

但し、「并」を異例視するのはともかく、写本に「序并」と「并序」の両様の例が見られることは、十分、問題とするに足るであらう。何とならば、原文に既にさうした表記があつたとすれば、勿論「并序」とあつたはずである。にも拘はらず、たつた二字の書き写しに「序并」といつた顛倒が起こるのは、余程珍しいのではあるまいか。しかも最古の写本、真福寺を始め、道果本・道祥本・春瑜本に「序并」とあることは軽視出来ない。「并序」とある最古の兼永本に比べ、百五十年程も古く遡るからだ。⁽¹⁷⁾「并序」より前に「序并」があつたとすれば、それは当に「異例」と云はねばならぬ。太安萬侶がそんな誤つた書き様をしたとは考へ難いから、後人の追記と考へる以外ないであらう。さうすると、序文説はその根拠を失ふことになる。

だが、結論を急ぐまい。西條説を批判して序文説を擁護された矢嶋氏の見解はどのやうなものか。次にそれを取り上げよう。

三 矢嶋説の検討

またしても長めの引用になるのをお断りする。

「第一に、序文が本来『上表文』であったとすると、『古事記』本体とは別に提出されたことになるが、現在の様態は上巻冒頭に置かれており、形態のうえでは本文に対する『序』と捉えるしかないことである。……

真福寺本の『序并』は確かに不自然だが、真福寺本系統以外の卜部系諸写本には『并序』とあって、実際にはどちらが本来の姿であるかはにわかに判断しがたい問題である。ちなみに、今日、真福寺本の『序并』は伝写間に生じた誤写と見て、卜部系諸本によって『并序』と校訂するのが一般的である。

第二に……序文には本文の記述の理解を支える筆録方針と施注方針とが記述されていて……それは現在の書籍でいえば凡例の機能を果たしている点である（西宮一民『古事記の研究』）……

第三に……勅撰書の場合、序と表の表現が接近する例があることである。……

天皇に献上される書籍の序が上表文の表現・書式に接近するのは自然であるから……『古事記』序文が『上表文』でなければならない理由を書式・機能面から帰納することはできないはずである。

西條は『凌雲集』より前には序表の混同例がないことを根拠の一つに挙げるが……いずれも……西條論の見通しを支える根拠とはならないのである」

一つ一つ検討してみよう。

まづ「第一」。「現在の様態は……本文に対する『序』と捉えるしかない」と言ふのである。

これは、些か不思議な反論ではあるまいか。写本の「現在の様態」が原本の原型を忠実にとどめてある場合も、無論あり得るであらう。だが一方で、大きな変更を蒙つてゐる可能性も、決して尠なくはないのである。従つて、両方

の可能性を睨み乍ら、出来る限り原型の復原に努め、それをもとに判断する慎重さが欠かせないはずだ。

例へば『新撰姓氏録』の場合も、上表文がその巻首に据ゑられてゐる。だが、それが元は別個の文書であつたのは更めて云ふを俟たない。それでも序文と紛れないのは、「上新撰姓氏録表」と明記されてゐるのと、別に独立の「序」が備はつてゐるからに他ならない（但し菊亭本・柳原本等の建武系本には存するものの、延良本・御巫本等の延文系本には欠いてゐる。田中氏前出（15）参照）。もし序を欠く延文系本のみが伝はり、「上新撰姓氏録表」が書かれてゐなければ（延良本・御巫本には「上」の字なし）、一体、どう判断されるのか。書式としては「完璧」に上表文の形式を整へてゐても、「現在の様態」によつて序文と見做されるのであらうか（尤も、『日本紀略』弘仁五年六月一日条に「奉^レ勅撰^レ姓氏録」、至^レ是而成。上表曰云々」とあるのなども勘案すれば、書式との一致は無視し難く、やはり上表文と判定されるであらう）。

『延喜式』の場合はどうか。九条家本・一条家本などは上表文を欠く。¹⁸元は表は別紙ゆゑ、これが本来の姿である。だが他の諸本には巻首にそれを収め、しかも冒頭の「上延喜格式表」の「上」「表」を欠き、末尾の「等上表」を脱するものもある。¹⁹かうなると「現在の様態」としては殆ど序に近いと見られなくもないであらう。それでも紛れないのは、やはり別に序が存する為である。

「現在の様態」が「冒頭に置かれて」ゐる点では、『新撰姓氏録』・『延喜式』の上表文も『古事記』と同様であつて、この事実のみから直ちに序文であることを主張するのは、稍無理があらう。

又、「序并」か「并序」かの問題について、氏は「実際にはどちらが本来の姿であるかはにわかに判断しがたい」『并序』と校訂するのが一般的」とされる。だが先述のごとく、「并序」はもと「序并」とあつたのを転写の間に改めたと考えられるので、太安萬侶が巻首文を書き上げた時点では、存在しなかつたはずである。つまり「序并」も「并序」もないのが「本来の姿」だつたであらう（実は後述のごとく、氏自身、一方でかうした可能性も想定されてゐる）。

「第二」は「凡例の機能を果たしている」から序文であらうとする。だが、序を伴はない表がさうした「機能」も求められるのは当然であつて、このことが巻首文を上表文にあらうとする根拠になり得ないのは、自明ではあるまいか。現に、氏も認められてゐるやうに、『続日本紀』の延暦一三年の上表文にはさうした性格が看取されるのであるから、何をか云はんや、である。

「第三」は、序と表の「接近」が『古事記』の頃まで遡つて存在してゐた可能性があると云ふのである。

氏はまづ、『古事記』と同様、「上表文の形式をおそう序文の例は実は相当数に上る」として、『凌雲集』『文華秀麗集』『日本後紀』『経国集』『合集解』『続日本後紀』『文徳天皇実録』『日本三代実録』の八点を挙げた。だが、この中、『凌雲集』『経国集』を除く六点は、全て「茲序」「謹序」といふ序文であることを明示する文言を含む。更に『凌雲』『経国』二集の場合も、「誠惶誠恐、頓首頓首」といふ上表文につきものの定型的表現は見られない。²⁰凡そ『記』の巻首文と同列に論ずることを得ないのは、明白であらう。

繰り返すが、『記』巻首文の場合、序的要素は皆無であつて、且つ上表文としては完璧の形式を備へてゐる。如上の諸例とは、事情が全く異なつてゐると云ふ他ないであらう。

次に『凌雲集』より前の「序表の混同例」として、『続日本紀』と『歌経標式』を挙げてをられる。だが果たして如何か。

『続日本紀』の両上表文は註(14)で見たやうに、冒頭・末尾の省略を認むべきであらうから、簡単に「混同例」などとは云ひ難いであらう。

『歌経標式』の巻首文は序・表いづれの標記も持たない。しかし、書式から見る限り、明らかに上表文とすべきである(西條氏もこれを表とされた)。

ところが矢嶋氏は、これを「混同例」と見たいやうである。根拠は二点。一つは、同書の跋文も上表文的表現を伴

ふと氏が見てゐること。だから「巻首文を単に書式や言辭の面から『上表文』と決めつけてしまう」のは「危うい」と云ふのである。もう一つは、巻首文には同書の主題と主題設定の理由が述べられてゐて、「機能面からいえば『序』以外の何ものでもない」と。

だが、跋文に「謹言」などの謙卑表現が見えるのは、天皇の「制」を奉つて刪定したものを献上する為に必要な措辞だったのであつて、これを上表文の書式を完備した巻首文と等し並みに扱ふ訳にはいかならうであらう。

又、序を伴はない場合、既述のやうに表中に凡例的、序的内容をも包含するに至るのは理の当然であつて、そのことを以て「機能面からいえば『序』」とし、上表文であること迄疑問視するのは、早計であらう。

なほ氏は、『歌経標式』巻首文に序・表の標記がないのは『古事記』に元々それが無く、それに倣つたのかも知れない、との「憶測」を述べてをられる。

「『記』の巻首文を上表文と見た場合）本来あつたはずの『上古事記表』『進古事記表』といった表題はどう処理されたのが問題となる。『歌経標式』の巻首文のありようを前提とすれば、むしろ（藤原）浜成が参考とした『古事記』上巻には『上巻』とのみあつて『并序』の記述がなかつた可能性もあるのではないだろうか。……『古事記』序文は『進五経正義表』……を下敷きにして作文されている。それは元明（天皇）に献上するために必要な措置であつたと理解されるが、その結果、序文は著しく上表文的な様相を帯びることになる。漢籍に無縁な人物であればともかく、『表』を下敷きにして作成した序文に『序』と標記することに、安万侶は躊躇しなかつただろうか。それも表的序の伝統がまだ形成されていない時期にである」と。

右の一文で、矢嶋氏が限り無く上表文説に近づいてをられるのを、御自身はどれだけ気付いてをられただらうか。

「表的序の伝統がまだ形成されていない時期に」「元明（天皇）に献上するために必要な措置」として『表』を下敷きにして作成した「著しく上表文的な様相を帯び」た文章。それに対して安万侶本人も『序』と標記すること

に……躊躇し」ただらうと云ふのだ。それを猶も序文と断定出来る根拠はどこにあるのだらうか。

抑も「表的序の伝統がまだ形成されていない時期に」天皇の「詔」を承つて撰録した典籍を献上するのに、上表文を欠くといふ無礼が赦されたのであろうか。安萬侶が漢籍の各種序文ではなく、「進五経正義表」「進律疏議表」の二つの上表文を主な模範としたのは、彼が書かうとしてゐたのが当に上表文だった為と考へるのが、最も素直であらう。従つて、元の標記には「上(進)古事記表」などとあつたはずで、それが本文と併せられて「序」に転用される際には当然、削られることとなつた。その時、代はりに「序并」と書き入れられ、後には「并序」と訂した写本も作られるに至る。かう考へれば、「標題はどう処理されたのか」も特に「問題」にはならないであらう。

以上で、舌足らず乍ら矢嶋説の検討を取り敢へず終へることとしたい。やはり序文説の維持は相当、困難であつたと云ひ得るであらう。

四 上表文説の補強材料

これまでの検討によつて、『記』の巻首文は元來、序文ではなく上表文だつたと考へ得ることが、ほぼ明らかになつたであらう。以下、さうした見方を補強する一、二の点に簡単に触れておくとする。

その一は、『日本書紀』には当然、上表文を伴つたであらう、といふこと。

六国史を通観すると、『続日本紀』は前述の通り表を備へるものの、序は無く、以下の四国史は逆に「表」的な序のみを持つ。『日本書紀』は現在、表・序とも欠けてゐる。だがその完成については、『続紀』養老四年五月癸酉条に、

先^レ是、一品舍人親王奉^レ勅修^二日本紀^一。至^レ是功成奏上。紀卅卷、系図一卷。

とある。「勅」を奉つて正史を完成させ、それを天皇に「奏上」したのである。表的序の無い段階で、上表文を欠いてゐたとは、到底、考へることが出来ないであらう。

一方、序文は無かつたと思はれる。もしそれがあつたなら、本文とは別紙に認められる上表文とは違ひ、本文と一体ゆゑ（殊に『書紀』のやうな正史の場合）序文だけが全く伝はらないといふ事態は、凡そ想定し難いからだ。且つ、他の五国史に表・序共備へる例は無い。

かくて、『紀』と『統紀』には表だけがあつて、序は無く、『日本後紀』以降、表的序のみを備へる形へと推移したと考へることが出来る。

このことは、『記』の巻首文の性格を考へる際にも、一定の示唆を与へてくれるはずだ。即ち、その書式および「序并」の非本来性と相俟つて、時代の趨勢の点からも、上表文のみを備へてゐたと考へるのが妥当ではあるまいかと。その二。こちらは、真福寺本に認められる奇妙な書き様について。

よく知られてゐるやうに、同本では巻首文の末尾と本文の冒頭とが、改丁も改行すらもなく、その儘繋がつてゐる。新潮日本古典集成本には「この形式だと、『序』だけを省略してすぐ『本文』に入ることは防げるであろう。そうした配慮があつたであろうことが十分推測できる」と述べるものの、まさかさうした「配慮」があつたとは考へにくい。ここで注意すべきなのは、もし巻首文が当初から序文だつた場合、転写の間にかかる書き様が生まれる可能性は、かなり低かつたと見なければならぬことだ。

書き写す者の態度によつて、一行当たりの字数、一面当たりの行数に多少の変化は生じても、序文の後、改丁又は改行などして書き始められた本文を、その儘、一字の余白も空けずに書き続けるといふ事態は、普通、先づあり得ないことではあるまいか。

何故、このやうなことが起こつたのか。

蓮田善明氏は真福寺本の書写態度について、以下のごとく述べてをられる。即ち、「書寫後僅かに二校を経たに止まつてゐるけれども、原本に對比するといふ點では可成り忠實綿密であつたと言つてよく、その點に就いては可なり信憑してよい。但し、信憑してよいといふことは決して書寫面の結果としてではなく、書寫の態度に就いて言ふのである」と。もしこれを信じてよければ、先の書き様はその底本以前に遡ることにならう。²³

いつの時点かはもとより特定し難いものの、別紙に書かれてゐた巻首文を本文の前に据ゑた際、巻首文末尾の「正五位上勲五等太朝臣安萬侶」と本文冒頭の「天地初発之時」が隣の行に相接して書写され、転写の間に一行当たりの字数が変化することがあつて、「臣安萬侶」が次行に送り込まれて了ひ、今見るやうな形態が生じたのではあるまいか。しかも改行冒頭は「臣安萬侶」で、一見、不合理を感じさせない形であつたことも、かうした書き様が訂正もされず受け継がれる一因となつたのかも知れない（前行末尾も「正五位上勲五等太朝」で何となく看過されたものか）。蓮田氏が指摘された「読む」より「書写」「所蔵」に重きを置く風が以前からあつて、さうした事情が作用してゐたと見ることも出来よう。

無論、さうであつても、元々、序文として本文との区別を立てて巻首に収めてをれば、かうした、形態は生まれにくかつたはずではあるまいか。真福寺本以外の諸本に同様のケースはなく、それなりの注意が払はれつつ書き写されてゐるのであれば、序文と本文が混在する事態にはなりにくいであらう。

さうするとこれも巻首文は本来、別紙に書かれた上表文であつたとの見通しを補強する、一材料たり得るのではあるまいか。もとより強力な支証とするには及ばないが、参考に備へることは許されるであらう。

をばりに——巻首文の意義

上述によつて、『古事記』巻首文の性格は本来、序文ではなく、上表文であつたことが、ほぼ理解し得たであらう。それが本文の前に収められ、「序并（并序）」の表記を伴ひ、序文に「転用」にせられるに至つたものと推考し得る。その時期については、「恐らくは九世紀の始め」（日本思想大系本）とか、「弘仁のあたり……弘仁三年には日本紀の講書があり……ひよつとするとそのとき」（西條氏）などの見方が示されてゐる。無論、確証を欠く臆測ではあるものの、これを否定する反証が現れるまで、一応、これを目安にしてよいのではあるまいか。

では、巻首文が序文でなく上表文であつたとすれば、該文の意義について、どのやうな見直しが求められることになるのか。この点については、夙に以下のごとき指摘があつたのを想起すべきであらう。即ち——

「この上奏の文を正しく解釋する時に古事記の本質が明らかになるであらうと思ふものである。何となればこれは上表である。當代の帝徳を頌する辭令などは別であるが、その事業の本旨を上奏するに、かりそめにも虚偽や誇張があつてはならないのである」（山田氏『古事記序文講義』前出）

「普通の序文であれば、時に依ると事實を曲げたり、飾つたりして、體の宜いことを書きますが、是は元來は勅命に依つて撰録して、それが出來上つたに依つて、其の出來上りましたといふ御報告を申し上げると云ふやうなことが主眼なのであります。随つて陛下の視聽を汚し奉つて、有名無實の事柄、或は唯體裁の宜いこととか云ふやうなことを、文章を飾つて申上げる譯のものではないのであります」（山田氏『古事記概説』前出）

「もともと詔は作製や書写の途中で誤りを犯すと処罰される（職制律24）。上表文の中で誤つても同様である（同26）。安万侶は文中でも『詔』の部分には細心の注意を払つて敷文講句した筈である」（日本思想大系本、補注序13、青木氏執筆）と。

註

以て、上表文であることがほぼ確認され得た該文の重要さは、察するに余りあるであらう。

- (1) 『日本漢文學史』増訂版(平成八年、吉川弘文館刊)。初出は昭和四年。これ以前、吉岡徳明『古事記伝略』(明治一六年刊)に「今謂らく、此序文は、多く孔穎達(長孫無忌の誤り)が、五経正義上表の文に拠れたりと思ゆれば、序とは云ども表文なり」との言及があつたと云ふ(倉野憲司氏『古事記全注釈』第一巻・序文篇、昭和四八年、三省堂刊)。「上五経正義表」は「進……」とも。
- (2) 『古事記序文講義』(昭和一〇年、京文堂刊)。同氏『古事記概説』(昭和一五年、中央公論社刊)にも「序文に斯んな『臣安萬侶誠惶誠恐頓首頓首』と書く譯はない。元來是は上表文であります。古事記の撰録を仰せ付けられたに付いて、それが出来上つたからそれを奉る時の表、もつと詳しく言へば進書表であります」と。
- (3) 表(上表文)については、例へば次のごとき説明が、簡にして要を得てゐるであらう。「皇族や臣下からすべて天皇・太上天皇に上る文書」(『国史大辞典』第一巻、飯倉晴武氏執筆)、「太政官を経ず、直接中務省に提出し、中務卿が天皇に奏進する建前であつたが、実際には太政官を経由してなされたらしい。我が公式令にはその書式は定められていないが、後漢の蔡邕の『独断』には、『表』の書式について、『臣某言』と書き出し、『臣某、誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪』と結び、左方の下附を『某官、臣某甲、上』と記すとある」(虎尾俊哉氏編、訳註日本文料『延喜式』上、平成一二年、集英社刊、補注「上表・目錄・序」虎尾氏執筆)
- (4) 昭和四一年、加藤中道館刊。
- (5) 倉野氏前出(1)

- (6) 第一巻、昭和五〇年、平凡社刊。
- (7) 昭和五四年、新潮社刊。西宮氏『日本上代の文章と表記』（昭和四五年、風間書房刊）には「表と序と甄別できるのは、懷風藻（天平勝宝三年）序と（新撰）姓氏録表と序の二つに過ぎない。……純粋な表や序は僅かに二例に過ぎず、他は何れも〈表的序〉と〈序的表〉の如き歪曲された姿をもつものであると言へる。……歌經標式・續日本紀以降に歪曲された序や表といふものが普通に見られるわけであるから、それ以前に古事記の序文が歪曲された姿で存在しても一向に差支へない」とある。同氏『古事記の研究』（平成五年、おうふう刊）も、「安萬侶は『序』を記す場合、『上表文』の形式を襲った」と序文説に立つ。
- (8) 昭和五七年、岩波書店刊。
- (9) 平成九年、小学館刊。
- (10) 偽作説を巡っては拙稿「記序偽書説の批判的検討―近時の三浦佑之氏『偽造』説を中心に」（『麗澤大学紀要』八四巻、『季刊 邪馬台国』一〇四号に再録）など参照。
- (11) 平成二二年、角川学芸出版刊。
- (12) 西條勉氏『古事記の文字法』（平成一〇年、笠間書院刊）第四章「偽書説後の上表文」。
- (13) 矢嶋泉氏『古事記の歴史意識』（平成二〇年、吉川弘文館）『古事記』序文をめぐる諸問題―偽書説を読む（その三）』。
- (14) 西條氏は同論中、『古事記』から『延喜式』に至る序・表の「書式」「機能」「名称」「成立」「文頭」「文末」の一覧表を作つてをられる。但し日本思想大系本（前出青木氏補注序）に『類聚国史』収載の『続日本紀』延暦一三年・一六年両度の表について「恐らく冒頭に『臣……等言』、末尾に年月日と名があつたのを省略して」とみると指摘してをり、ほぼ首肯すべき見解であらう。

(15) 通常、『凌雲集』の成立が弘仁五年(八一四)と考へられてゐるのに対し、『新撰姓氏録』の方はその翌弘仁六年の完成と見られてゐる。そこで西條氏もさうした理解に立ちつつ、一覽表では「ほぼ年代順に並べたが、『新撰姓氏録』と『凌雲集』は入れかえてある」。その理由について、序と表の「接近」が「そのあたりに一線がありそうに思われるからだ」と言ふ。だが、さうした恣意的な操作は、むしろ「一線」についての疑念を抱かせるやり方ではあるまいか。『姓氏録』撰述を巡つては、「日本紀略に謂ふところの弘仁五年六月一日上表とは第一回の撰述であり、また現行序文は、やや後補訂正の跡が見られるが、元来第一回上表の際に記されたもの……現行上表文の撰述期日については、普通の刊本に記すところの弘仁六年七月二十日が至当」とされてゐる(田中卓氏『新撰姓氏録の研究』平成八年、国書刊行会刊)。かうした経緯を踏まへれば、その序はもとより、表も五年起草上表の形式を基本的に踏襲したであらうことは容易く想像し得る。とすれば、尠くとも表・序の扱ひについては、『新撰姓氏録』を、『凌雲集』の前に置くことに一定の妥当性を認め得るであらう。よつて西條氏の操作は結果的には支持出来る。が、その文献上の根拠を明示されるべきであつたらう。

(16) 小野田光雄氏、神道大系『古事記』(昭和五二年、神道大系編纂会刊)にも「并序」の校異に「中国・朝鮮・上代日本の諸文献の、序を并載するものはすべて『并序』を用い、『序并』の例は見ない」とある。「并序」「序并」の語順の問題乍ら、「并」を付す例が「異例」でないとの立場が前提となつてゐる。

(17) もと「并序」とあるのを、態々「序并」と書き改める可能性は限り無く低いであらう。逆に「序并」とあれば、多少漢文の素養のある者なら「并序」と訂すのが普通ではないか。現在の校訂者の多くがさうしてゐるやうに。現行の校訂本では「并序」とするのが通例である(神道大系本前出(16)・西宮氏『古事記』修訂版、平成二二年、おうふう刊等)。だが、それは該表記が安萬侶の手になるもので、従つて正格漢文としての語順で書かれてゐたことを前提として、内外の類例も参照し、兼永本等の表記に従つてゐる迄のことである。前出の思想大系本

訓読補注の以下のごとき指摘も顧慮されて然るべきであらう。即ち、「正格漢文としては『并序』の語順が正しい。しかし古事記の伊勢系本がすべて『序并』と書くのは古形を止めたと見る余地がある。……付加の折の注記として和風の語序に従ったものであろう」と。

(18) 新訂増補国史大系『延喜式』前篇〔普及版〕（昭和五六年、吉川弘文館刊）「上延喜格式表」鼈頭に「條本九本貞本不載此上表」とある。

(19) 雲州本所引貞享本に「上」「表」を欠き（日本古典全集『延喜式』第一、昭和二年、日本古典全集刊行會刊）、土御門本（訳注日本史料『延喜式』上前出（3）・伴信友書入本所引京本（前出日本古典全集本）に「等上表」を欠く。

(20) 『新撰姓氏録』の上表文にもこの謙卑表現が見えてゐないものの、「謹詣闕奉進……」とあり、もとより「謹序」などの序的表現は含まない。

(21) 勿論、序文の類も部分的には参考にしてゐる。全註釈本参照。

(22) 『国宝真福寺本 古事記（全三帖）』（昭和二〇年、立命館大学刊）、『国宝 眞福本 古事記』（昭和五三年、桜楓社刊）等。

(23) 『古事記學抄』（昭和一八年、子文書房刊）。他に次のやうな評言も見えてゐる。「眞福寺本成立の内的動機と経過とが、果して古事記内容への欲求がどの程度迄に進んだものであつたか、換言すれば『讀む』ことに強い目的と成果とが見出されたのか、或はもつと單純に殆ど『書寫』し『所藏』しようとするにとゞまるものであつたか。私は後者の方が事實であると考へざるを得ない」

(24) 眞福寺本の底本を巡つては、古賀精一氏に次のごとき言及がある。「吉田定房の所望で（大中臣）親忠本を借請けて書寫したといふ無名氏の古事記は、實は能信（或は他の一子）が、父（度会）家行の命によつて書寫した

もので、その一本が類聚神祇本源に引用され、のちに能信によつて眞福寺に齎されて、現存眞福寺本古事記の書本となつたのではあるまいか」（『眞福寺本古事記攷』『国語国文』一三巻五号、昭和一八年）と。但し、眞福寺の開山、能信を家行の子とする説は正しくない（西田長男氏「在伊勢古鈔本と在尾帳古鈔本との關係に就て」『神道史の研究』第二、昭和三二年、理想社刊）。

